

ウェブサイトへの掲載事項

ウェブサイトへの掲載事項を下記にまとめた。施設基準や点数表で具体的な掲示内容が定められているものについては、汎用点数より抜粋して掲載している。その他の項目及び詳細については医科は『保険診療の手引』や『届出医療等の活用と留意点』等、歯科は『歯科保険診療の研究』等にて確認されたい。

【医科】

情報通信機器を用いた診療

情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方を行わないこと。

機能強化加算

地域におけるかかりつけ機能を有する医療機関として行っている対応の内容。(具体的な内容は『保険診療の手引』P.164(4)を参照)

外来感染対策向上加算

自院の外来において、受診歴の有無に関わらず発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者の受け入れを行う旨を公表する。(なお、自治体、地域医師会等のホームページ又は広報誌に掲載されている場合等は、自院のホームページでの公表は不要)

地域包括診療加算、地域包括診療料

①健康相談及び予防接種に係る相談

を実施していること、②通院患者について介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談への対応が可能であること、③患者の状態に応じ 28 日以上の長期投薬又はリフィル処方箋の交付が可能であること。

小児かかりつけ診療料

通知 (6) (『保険診療の手引』P.337(6)) のア～カに掲げる指導等を行っていること。

【歯科】

歯科初診料の注 1 (歯初診)

院内感染防止対策を実施していること。

歯科外来診療医療安全対策加算

緊急時における連携保険医療機関との連携方法やその対応等、歯科診療に係る医療安全管理対策を実施していること。

【医科・入院点数】ウェブサイト掲載が必要な施設基準

- ・入院基本料の看護要員の配置に係る情報
- ・A237 ハイリスク分娩等管理加算の「ハイリスク分娩管理加算」及び「地域連携分娩管理加算」
- ・A243 後発医薬品使用体制加算 1 ～ 3
- ・A243-2 バイオ後続品使用体制加算
- ・A244 病棟薬剤業務実施加算の「薬剤業務向上加算」
- ・A252 地域医療体制確保加算（時間外等が長時間の医師がいる場合）
- ・A253 協力対象施設入所者入院加算

保険医年金 4 月 1 日から募集開始！

保険医年金は、積立金総額 1 兆 3 千億円を超えるスケールメリットを持つ日本有数の私的年金です。予定利率 1.202% で、2023 年度は配当として 0.064% が上乗せされています。

本制度は、毎月コツコツ積み立てる月払（1 口 1 万円で上限 30 口）と余裕資金をまとめて貯める一時払（1 口 50 万円で 1 回 40 口 2,000 万円上限）があり、ライフプランに合わせた加入・増口が可能です。また現金が必要になった場合にはいつでも口数単位で一時金として請求ができ、払込みが困難になった時には掛金を一時中断することもできますので、非常に利便性に富んだ制度となっております。加入から 5 年以上経過すれば、お申出により 10 年、15 年、20 年の期間を選択し、年金として受給することもできます。

本制度は過去に積立金が減額されたことはなく、国内有数の生命保険会社 6 社（大樹、明治安田、富国、日本、太陽、第一）と団体契約して運営をすることでリスク分散をしていることも特長の一つです。

募集期間中（4 月 1 日から 6 月 15 日）は協会に登録された生保会社の職員からご連絡する場合がありますので、その際はお時間を頂きますようお願い致します。なお、制度説明を希望される場合など直接協会にお電話（026-226-0086）頂いても構いませので、是非ご検討下さい。

開業医共済休業保障制度

加入口数最大 10 口まで拡大

開業共済休業保障制度は入院療養だけでなく、自宅療養もしっかり給付！持病があっても不担保とすることでお申込みが可能な制度です。もしものケガや病気で休んだ際の備えとしてサポート致します。入院療養は初日から、自宅療養は 5 日目から給付対象となります。剰余金が発生した場合は組合員に対して利用分量配当（2023 年度実績は 11%）を実施致します。

今期（4 月 1 ～ 5 月 31 日、契約日 8 月 1 日）のお申込から、加入限度口数が最大 10 口（従来は 8 口）に拡大しました。2025 年 8 月 1 日時点で 59 歳以下の方は増口もできますので、是非ご検討をお願い致します。

【医科・歯科共通】

＜施設基準等で定められた項目＞

医療情報取得加算

①オンライン資格確認を行う体制を有すること、②受診患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して質の高い診療を行うこと。

医療 DX 推進体制整備加算

①医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している医療機関であること、②マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいること、③電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX に係る取組を実施している医療機関であること（③については 2025 年 9 月末まで掲示しているものとみなされる）

外来後発医薬品使用体制加算

①後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいること、②医薬品の供給が不足した場合に医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応を行う体制があること、③医薬品の供給が不足した場合に投与する薬剤を変更する可能性があること及び変更する場合には患者に十分に説明すること。

一般名処方加算

医薬品の供給状況や、長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となること等を踏まえつつ、一般名処方の主旨を患者に十分に説明すること。

理事会便り

2/18 理事会の決定事項等

長野会場と各理事宅を結ぶ Web 会議にて開催。19:00 ～ 20:30 出席役員：池上、市川、奥山、三田各副会長、原、布山、降旗、丸山（康）、山崎各理事、議長：三田副会長

■協議事項

一、医療情勢について保団連資料等に基づき報告した。

二、医療運動課題…高額療養費制度引き上げについて理事会声明を協議し決定した。◆2024 年 12 月 2 日以降のマイナ保険証利用に関わる実態調査を実施することを決定した。◆物価高騰に関する医療機関の緊急影響調査を実施することを決定した。

三、第 46 回定期総会…議案書（案）について協議、加筆意見があり反映させることとした。また、保険医協会という名前を知らない若い医師たちが大

＜療担等で定められた項目＞

①保険医療機関の指定を受けていること

②入院基本料に関する事項（略）

③ DPC/DPDS 算定病院であること

④地方厚生局長へ届け出た全ての届出医療（基本診療料・特掲診療料の施設基準、入院食事療養Ⅰ、生活療養Ⅰ）

全ての届出項目名及び当該届出を行ったことにより患者が受けられるサービス等をわかりやすく掲示する。

⑤明細書の発行状況に関する事項

明細書の発行状況、発行しない場合はその正当な理由及び患者が希望した場合の対応等。

⑥保険外負担に係るもの

(原則、消費税を含む総額表示)

a. 保険外併用療養費…その内容及び費用。

(例) 差額ベッド代、予約料、金属床総義歯、う蝕に罹患している患者の指導管理。

b. 特別メニューの食事を提供する場合…メニュー及び費用。

c. 療養の給付と直接関係ないサービス等の費用徴収…治療（看護）とは直接関係のない「サービス」又は「もの」について実費徴収する場合は、サービス等の内容及び料金等についてわかりやすく掲示する。

(例) 公的保険給付とは関係のない文書料、在宅医療の交通費、インフルエンザ等の予防接種等。

保険医療機関の新規動向

関東信越厚生局のホームページで公開の保険医療機関指定状況から長野事務所関係の 2 月新規指定分は医科、歯科ともに 0 件。

多数であることから、SNS だけでなくラジオを使った広報活動を行ったかどうかとの意見が出された。◆補正予算、予算について原案通り決定した。

四、就業規則改正について…パート従業員および正規職員の就業規則改正について協議し、原案通り決定した。なお、パートタイム職員の就業規則の施行日は 2025 年 2 月 18 日とし、給与等に関する規定は 4 月支払い給与分から適用することが確認された。

■報告・承認事項

一、1 月度理事会の議事要録、1 ～ 2 月会務報告、12 月度会計報告を承認。二、歯科社保役員研修会に参加することが承認された。三、2025 年度の高点数を理由とする個別指導について報告がされた。

長野県保険医協会の会員数

1,309 名（医科 739 名、歯科 570 名）
3 月 1 日現在